

企業撤退（減量）ルールの必要性について

令和6年11月1日
福島県企業局

1 現 状

○料金算定の考え方（「安全・安定・安価な工業用水の供給を通じ地域産業を支える」）

- ・「工業用水料金算定要領」に基づき算定期間を5年間とし、5年毎に料金を改定（現算定期間 R3.4.1~R8.3.31）
- ・5年間の総括原価(※)を契約水量で除した金額を料金単価として算定
- ・責任水量制を採用。

※総括原価＝営業費用（人件費、動力費、薬品費、修繕費、負担金、その他の維持管理費、減価償却費等）＋営業外費用－控除項目の額 で算定

(1) 違約金について

廃止の翌日から次回料金改定日の前日までの減量分料金相当額を徴収。（工業用水供給契約書）

(2) 給水施設撤去工事について

工事に要する費用は使用者負担。原則県が工事を実施。（福島県工業用水道条例）

(3) ユーザー専用の固定資産除却額（残存簿価）について

定めがなく、撤退ユーザーに納入を依頼している状況。

※なお、福島県工業用水道条例において、
減量は原則認めていない。

2 撤退時に違約金等を徴収した事例

A社 当時の算定期間は5年間

算定期間4年目の6月30日使用廃止（契約水量 2,000m³/日） ※当時の当該工水の総契約水量 200,000m³/日のうちの1.0%

- (1) 違約金 単価10.0円/m³×次回料金改定日の前日まで640日×2,000m³/日＝ 12,800,000円 を徴収。
- (2) 撤去工事 使用者施工、使用者の費用負担で実施。
- (3) 残存簿価 量水器減価償却費残存簿価 約1,500,000円 を徴収。

3 課 題

【ユーザー視点での課題】

- 水量減に対するインセンティブが働かない
- 継続使用ユーザー料金に転嫁され負担増

【工水事業者視点での課題】

- 撤退（減量）により経営基盤の安定を損ねる恐れ（安定供給にも支障）
- 料金値上げによる企業の撤退（地域経済にも影響）
- 過大となる存置施設は更新時期までダウンサイジングできない

【参考】減量（撤退）による料金負担イメージ

福島県の現行ルール

○前提条件 ・総括原価を年間10億円と仮定
・契約水量4万m³/日の5社が利用と仮定

【減量（撤退）前】

総括原価 10億円×5年
= **50億円**

4万m³/日×365日×5年×5社
= **3.65億m³**

=

13.7円/m³
1社あたり 約2億円/年

うち2社が2万m³/日の減量

【減量（撤退）後】

総括原価 9.6億円×5年
= **48億円**

=

16.5円/m³
減量なしの3社は1社あたり
約2.4億円/年

2億円

2社が2万m³/日の減量による
契約水量減分
(0.73億m³)

4万m³/日×365日×5年×3社
+ 2万m³/日×365日×5年×2社 = **2.92億m³**

引き続き利用するユーザーは、
年間約4千万円、**20%の負担**

水量減による
薬品費等の減
▲2億円